

文京区立第八中学校周年積立金規約

- 第1条（名称） この名称は、文京区立第八中学校周年積立金と称し、
事務所を本校内（文京区千駄木2-19-22）に置く。
- 第2条（目的） 本会は別途定めた文京区立第八中学校保護者と教職員の
会（PTA）の会費のうち、周年行事に伴う経費のための
積立金を目的とする。
- 第3条（会員） 本会は第3条に係る関係者をもって会員とする。

附則

- ① 本会には、次の役員を置くものとする。

代表	文京区千駄木2-19-22	PTA会長	山野 順一郎
会計	〃	PTA会計	鈴木 恵

- ② この規約は平成20年4月1日から適用する。

変更履歴：H24/10/1 役員変更

この規約の記載内容が正しいことを証明いたします。

平成24年10月 / 日

（住所） 文京区千駄木2-2-9

（代表者氏名） ハ中PTA会長
山野 順一郎 (印)